

令和7年度 新規就農者育成総合対策（就農準備資金） 研修計画の公募について

一般社団法人岐阜県農畜産公社では、岐阜県での就農に強い意思を持つ青年に対して、岐阜県が認定した研修機関等での研修中に新規就農者育成総合対策（就農準備資金）資金の交付（年間最大 150 万円（月 12.5 万円）、最長 2 年間）を実施します。

この度、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に研修を開始する方を対象に、令和7年度新規就農者育成総合対策（就農準備資金）研修計画の公募を、令和7年6月9日（月）から6月20日（金）まで行います。

研修計画の提出を希望される方は、次の点に注意して書類作成し、期限厳守のうえ提出してください。

1. 提出方法：岐阜県農業大学校、岐阜県立国際園芸アカデミー及び岐阜県就農支援センターで研修を受ける方はその機関に、県が認定した研修機関で研修を受ける方は、就農予定地の市町村農務関係担当課に提出してください。

2. 提出書類:下記の書類の提出をお願いします。

就農準備資金に係る研修計画の承認申請について（鑑）

① 研修計画（別紙様式第1号）

【添付書類】

・教育機関・研修機関等概要書 別添1

[別添1添付書類]・受講する研修のカリキュラム

・在籍証明書（受講が認定されていることを証する書類）

・就農準備資金研修機関の認定書の写し

・誓約書 別添2

[別添2添付書類]・印鑑登録証明書 原本（連帯保証人分）

・住民票 原本（世帯全員分、マイナンバーの記載のないもの）

・別紙 確認事項（別記遵守事項含む）

・履歴書 別添3

・農業研修に関する確認書 別添4

・離職票の原本（後日返却します） 別添5

・確約書（親元就農する者） 別添6

・傷害保険証書の写し

・前年の世帯全体の所得を証明する書類(所得証明書等)

（生計を一にする家族全員分（親子及び配偶者の範囲））

・身分を証明する書類(運転免許証又はパスポートの写し)

② 「確認事項」（別紙様式第1号研修計画補足資料1）

③ 個人情報の取扱について（別紙様式第2号）

※提出書類様式は公社HPからWordファイルをダウンロードして使用してください。

[ダウンロードはこちらから](#)

3. 提出期間：令和7年6月9日（月）～令和7年6月20日（金）

「1. 提出方法」の該当機関へ令和7年6月20日（金）必着のこと

4. 面接審査：令和7年7月28日（月）予定（詳細は申請者に案内します）

5. 研修計画の応募者要件

- （1） 就農予定時の年齢が50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有していること
- （2） 独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を目指すこと
- （3） 研修計画が以下の基準に適合していること
 - ① 岐阜県が認定した就農準備資金の研修機関で研修を行うこと
 - ② 概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）の年間を通した研修をすること（ただし、既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が1年以上の場合は交付対象となる）
- （4） 常勤の雇用契約を結んでいないこと
- （5） 生活費の確保を目的とした国の他の事業（失業手当、生活保護等）の給付を受けていないこと
- （6） 過去に就農準備資金等や雇用就農資金などの研修支援を受けていないこと
- （7） 親元就農する場合は就農に当たって家族経営協定等により責任や役割を明確にすること
- （8） 親元就農する場合は研修就農後5年以内に経営継承することを確約すること
- （9） 研修終了後独立・自営就農する予定の場合は、就農後5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること
- （10） 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること
- （11） 研修を開始するまでに傷害保険に加入すること

※ 国の通知による交付対象者の考え方における交付対象者チェックリストによるチェック項目が全て○（マル）の者を新規採択することとする

6. 注意事項

研修計画の承認は、研修計画の内容及び申請者の面接審査の上、予算の範囲内で行います。研修計画の申請・受付をもって研修計画の承認・資金の交付対象とはならないということをご了承ください。

7. 問い合わせ先

ぎふアグリチャレンジ支援センター（一般社団法人岐阜県農畜産公社内）

（TEL）058-215-1550

担

当

：

小

林

（E-mail:ninaiteshien1@gifu-notiku.com）